

10 月 22 日「国保西日本集会」で大阪高裁給与口座差押違 法判決・原告と代理人弁護士特別報告～大阪社保協滞納処 分対策委員会「解説文」作成

10 月 22 日、中央社保協・社保協西日本ブロック主催「国保都道府県単位化・滞納処分問題西日本集会」報告の後編では特に第 2 部の「滞納処分」問題運動交流での、高裁判決について報告します。

□画期的な「所得税滞納処分 給与口座差押えは違法」大阪高裁(勝訴確定)～原告Kさんと代理人・尾崎彰俊弁護士による特別報告

10 月 11 日付京都新聞が「給与が振り込まれた 2 日後に口座預金を差し押さえたのは違法だとして、滋賀県野洲市の 50 代男性が国に対し、約 2 万 4 千円の返還を求めた訴訟の控訴審判決が 10 日までに大阪高裁であり、中村也寸志裁判長は一審判決を一部取り消し、国側に全額の返還を命じた。同種の訴訟に詳しい弁護士は「振り込み数日後の預金を財産ではなく給与とみなし、差し押さえを違法とした判決は全国初とみられ、画期的だ」としている。判決は 9 月 26 日付。」と配信しました。

全国各地で、税や国保料などの滞納に対して、給与や年金が振り込まれた口座を全額差押えする事案が頻発しており、この大阪高裁判決は非常に画期的な判決であり、何としてもこの件についての報告を西日本集会でしていただきたいと急遽ではありましたが代理人である尾崎弁護士(京都第一法律事務所)がお引き受けくださり、さらに原告のKさんにも発言していただけることとなりました。急なお願いにも関わらず、駆け付けてくださったKさん、尾崎さん、本当にありがとうございました。

原告のKさんは特別報告の中で、「口座が全額差押えられ、そのなかには通勤交通費も含まれていた。そのため、会社には迷惑がかけられないと、冬の 2 月の寒空の中、毎日自転車を通った。この毎日が負けるものかという気持ちにつながった」「高校時代に基本的人権を学校で学んだ。でも私には基本的に基本的人権があるのか、知りたいという思いが強くなり、どうしても裁判で訴えたかった」「多くの弁護士さんにも相談したが、やつても負けると言われ続け 20 人以上断られた」と語られました。K さんの勇気ある行動が、全国の滞納処分での違法行為、脱法行為に対しての地域での運動の大きな宝となります。

□大阪社保協滞納処分対策委員会として高裁判決解説文を作成。ご活用を。

集会当日、この大阪高裁判決の経緯と意義について尾崎弁護士が報告され、さらに鳥取児童手当差押え事件の弁護団であった勝俣弁護士が解説しました。これら内容をもとに、大阪社保協滞納処分対策委員会として「解説文～『差押禁止の趣旨に反するものとして違法』給与口座の差押え-大阪高裁・実質的に給与の差押えと同視し違法と判断」を作成し本日添付いたしますので、ぜひご活用ください。大阪社保協としては、今後この「解説文」とともに、大阪府・大阪市・府内市町村に対して要望書を提出し、今後交渉・懇談を地域社保協とともにすすめていきます。

『差押禁止の趣旨に反するものとして違法』

給与口座の差押え ー大阪高裁・実質的に給与の差押えと同視し違法と判断ー

大阪社会保険推進協議会・滞納処分対策委員会

大阪高等裁判所は、給与生活者等の最低生活を維持するために、国税徴収法が給与の一定額を差押え禁止にした趣旨を重視し、給与が入金された預金口座への差押処分について、「実質的に差押えを禁止された給料等の債権を差し押さえたものと同視」できるものとして、違法と判断しました。

差押禁止の趣旨からすれば預金口座にある差押禁止財産も差し押さえてはならないのは当然です。大阪高裁判決は、厳然とこれを示しています。同じく差押禁止である児童手当について判断した鳥取事件・広島高等裁判所松江支部平成25年11月27日判決をさらに推し進めた重要な判決です。

差押禁止の趣旨に反する違法な滞納処分は、市民の生活や事業を直ちに破綻させます。もとより最高裁判平成10年2月10日判決は滞納処分の事案でもなく、無制限の預金差押えを許したものでもありませんが、両高裁判決は、この最高裁判決も認識した上で、差押禁止の趣旨を重視し、違法と判断しています。このような高裁判決が相次いで出ていることを、徴収機関は重く受けとめなければなりません。

大阪高等裁判所・令和元年9月26日判決（確定）

■ 違法となる場合

「給与等が受給者の預金口座に振り込まれて預金債権になった場合であっても、同法（国税徴収法）7.6条1項及び2項が給与生活者等の最低生活を維持するために必要な費用等に相当する一定の金額について差押えを禁止した趣旨に鑑みると、具体的事情の下で、当該預金債権に対する差押処分が、実質的に差押えを禁止された給与等の債権を差し押さえたものと同視することができる場合には、上記差押禁止の趣旨に反するものとして違法となると解するのが相当である。」

Point 1

■ 「実質的に差押えを禁止された給与等の債権を差し押さえたものと同視」できるか判断するのに考慮した事情

① 預金の状況

・ 入金の状況 わずかの例外を除くほか、就労先からの給与

・ 入出金の経過

2月4日 差押処分で残高0円

2月12日 利息1円の入金

2月15日 A社からの給与の入金(19万4879円)、携帯電話代金の引落とし、業者への振込み、預金の引出し

2月16日 預金の引出し

2月17日 本件差押処分・全額取立て(残高10万0308円のうち10万0307円の原資が給与)

2月25日 B社からの給与の入金(1万6200円)

2月29日 C社からの給与の入金(2万8295円)

Point 2

Point 3

Point 4

Point 5

② 税務職員の主観 … 「認識」「想定」

・ 入出金履歴で、入金がわずかの例外を除くほか、就労先からの給与であることを把握しており、本件預金口座が主として給与の振込口座として利用されていることを認識していたと推認できる。

・ 入出金履歴・取引明細で本件預金口座に毎月15日前後にA社、B社、C社から給料が振り込まれていると確認、給料の振込みがあると想定していた。

・ 直接給料債権を差し押さえることも考えたが、代わりに給料の振込みがあると想定される本件預金口座に係る預金債権を差し押さえることを選択した。

・ 15日以後に本件預金口座に対する差押処分をした場合には、給与債権それ自体を差し押さえたとすれば差押え可能な範囲を超える部分も差し押さえてしまう可能性があることを認識していた。

・ 差押処分時の残高のほぼ全額が給与を原資とするものであり、想定した事態が実現した。

■ 結論 … 差押禁止の趣旨に反するものとして違法

「以上の事実関係の下では、本件差押処分は、実質的に差押えを禁止された給料等の債権を差し押さえたものと同視することができる場合に当たるといことができ、本件預金債権中、本件給与により形成された部分（10万0307円）のうち差押可能金額を超える部分については、上記差押禁止の趣旨に反するものとして違法となると解するのが相当である。」

Point 6

■ 救済 … 不当利得返還

「本件差押処分は、本件預金債権中、本件給与により形成された部分（10万0307円）のうち差押可能金額を超える部分については、国税徴収法76条1項及び2項の趣旨に反するものとして違法であると認められる。…本件預金債権中、本件給与により形成された部分（10万0307円）のうち差押可能金額（7万5000円）を超える部分は、2万5307円である。そうすると、被控訴人は、上記2万5307円については、これを保有すべき不当利得法上の法律上の原因を有しないこととなるから、これを控訴人に返還すべき義務を負うべきである。」

Point

- 1 違法となる場合を明示した。差押禁止の趣旨からストレートに違法となる場合を明示した意義は大きい。
- 2 考慮した事情は、①「預金の状況」と②「徴税職員の認識、想定」のみである。預金調査は必ず実施されるため、①②の事情はほぼ全ての事案でクリアされる。同じく差押禁止である児童手当が入金された預金の差押処分を違法とした鳥取事件・広島高等裁判所松江支部平成25年11月27日判決も同様であり、差押禁止の趣旨を重視している高裁の姿勢が分かる。
- 3 鳥取事件を前進させる判断である。鳥取事件は児童手当入金9分後の差押えであり、入金後預金の動きもなかったため、徴税側は特殊な事例と反論することもあった。しかし、大阪高裁は、給与入金後2日後の差押えでも違法とし、給与入金後に預金の動きがあっても違法とした。差押禁止の趣旨からは当然であるが、大阪高裁が厳然と判断したことは非常に大きい。
- 4 徴税側は、後日他社から給与が入ったから生活維持に支障はなくなり差押処分の違法は治ゆ（解消）したと主張した。しかし、大阪高裁は、差押禁止の趣旨を重視し、後日の給与が入金されたとしても差押処分の違法は治ゆ（解消）しないと判断した。
- 5 大津地裁は、徴税職員に差押禁止財産を「確実に」「狙った」「意図」があるときだけ違法とした。しかし、大阪高裁は、「認識」「想定」があれば違法とした。徴税職員に確実な意図がなくても、生活者が実際にお金を使えなくなる事態を想定できれば差押禁止の趣旨に反し違法となるのは当然である。鳥取事件高裁判決も同様であり、法の趣旨を貫く高裁の姿勢が分かる。
- 6 預金差押処分は差押禁止の趣旨に反し違法とし、不当利得で救済した。鳥取事件高裁判決と同じ救済方法である。差押禁止の趣旨から違法と明示する高裁判決が続いており、今後同様の預金差押処分を行った場合には国家賠償も成立し得る。

× 参考：大津地方裁判所平成31年2月7日判決 （大阪高裁で覆された第一審の判断）

「徴収職員において、給与債権が一般債権である預金債権に転化する時点を狙い、給与債権であれば許されない金額まで確実に差し押さえて滞納国税を徴収することを意図して預金債権の差押処分をする場合には、同条（国税徴収法76条1項）の差押禁止の趣旨を没却する脱法的な差押処分というほかない。そして、このような差押処分は、「給与に係る債権」（国税徴収法76条1項）の差押えと実質的に同視できるものとして、同項の趣旨に照らし、違法となるというべきである。…預金口座に振り込まれた金員については預金者において自由に処分することが可能である以上、給与債権が一般債権である預金債権に転化する時点を狙って差押処分をするのであれば、給与債権が預金口座に振り込まれた直後に、あるいは、少なくともその日のうちに差押処分をするはずである。本件においては…2日後…であり、その間に原告が本件預金口座に振り込まれた本件預金給与に係る金員を自由に処分できる状況にあったことに照らすと、（税務職員）において、預金債権に転化した時点を狙って本件給与を差押え可能な範囲を超えて確実に差し押さえようとする意図があったとは認め難い。…差押え可能な範囲の金額を超えた差押処分となる可能性を認識していたにとどまり、このような認識があったというだけでは、給与債権が一般債権である預金債権に転化する時点を狙い、給与債権であれば許されない金額まで確実に差し押さえて滞納国税を徴収することを意図して差押処分をしたとまで認めるには足りない。したがって、本件差押処分について、「給与に係る債権」（国税徴収法76条1項）の差押えと実質的に同視できるものとして、同項の趣旨に照らし、違法となると評価することはできず、本件差押処分は適法である。」